

消費者被害について弁護士が電話でお話をうかがいます

# 消費者契約 トラブル 110番



電話番号 **028-678-8000**

実施日時 **2024年12月20日(金)**  
**午前10時～午後4時**

## 消費者契約 トラブル110番について

- \* 身の回りで経験した消費者被害について、とちぎ消費者リンクの担当弁護士がお話をうかがいます。
- \* 事業者との間に立った斡旋は行いません。
- \* 被害の情報は、下記の電話・FAX・メールでいつでも受け付けます。

## 契約について、このような困りごとはありませんか？

- ⚠ **通信販売で初回無料と表示がある商品を注文した。**
  - ・翌月も同じ商品が届き、商品代と送料を含め1万円を超える額が請求された。
  - ・操作が複雑なアプリ上での解約しかできないとされメールや電話での解約ができない。

- ⚠ **「2980円で即修理！解決！」とホームページに掲載してあるトイレのレスキューに依頼をした。**
  - ・見積は無料と掲載されていたが、費用を請求された。
  - ・インターネット上に表示された金額と違う。
  - ・解約したいと伝えるとキャンセル料を請求された。
  - ・クーリングオフに応じてもらえない。



- ⚠ **無料で屋根、雨漏りの点検をします！と訪ねて来たので点検してもらった。**
  - ・屋根の修繕が必要であると言われたが、あとで子どもに確認してもらったら不要な工事と指摘された。
  - ・解約したいと思っているが、クーリングオフの説明がされなかったため、適用があるケースかわからない。

- ⚠ **スポーツジムの広告をネットで見て申込をした。数か月利用後、退会することにした。**
  - ・年払いしか設定されていないにも関わらず残期間の代金が返還されない。
  - ・退会したものだと思って遠方に引っ越しをしたが、来店解約しか認めないと言われた。

主 催：適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

問い合わせ：電話 / FAX 028-678-8000

E-mail : [cont@tochigilink.org](mailto:cont@tochigilink.org)